

浜坂町・温泉町合併協議会専門部会設置規程

(趣旨)

第1条 浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程(以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、浜坂町・温泉町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、浜坂町・温泉町合併協議会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、浜坂町・温泉町合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる所管課の長及び事務事業担当者をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 部会長は、部会の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、事務事業ごとに割り当てた担当者が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月20日から施行する。

別表（第3条関係） 専門部会委員

専門部会名	関係所管課	
	浜坂町	温泉町
議会事務局部会	議会事務局	議会事務局
総務部会	企画総務課 出納室	総務課 出納室
企画部会	企画総務課	企画観光課
税務部会	税務課	税務課
教育部会	教育委員会 事務局	教育委員会 事務局
住民部会	町民課 健康福祉課	住民生活課
健康福祉部会	健康福祉課 公立浜坂病院	保健福祉課
産業経済部会	農業委員会 産業観光課	農業委員会 農林課 企画観光課
建設部会	建設課	建設課
上下水道部会	上下水道課	水道課